

大田区住宅宿泊事業法施行条例の改正案に対する
区民意見公募手続(パブリックコメント)に提出された意見要旨及び回答について

No.	意見区分	意見要旨	回答
1	賛成意見	条例改正案に賛成する。 (他 同様意見4件)	ご意見ありがとうございます。 今後も安全・安心な民泊制度の運用に努めてまいります。
2	制限区域の拡大	家主不在型の民泊が近くにあることにより非常に生活環境が悪化している。制限の範囲を100mでなく、通学路に隣接する地域もふくめていただきたい。	ご意見ありがとうございます。 今回の条例改正案は、静穏な学校環境の維持のため、法第18条に基づき、合理的に必要と認められる範囲において区域と期間の制限を設けたところです。 今回いただいたご意見も参考にしながら、引き続き、適時必要な見直しを行い、制度の運用に努めてまいります。
3	その他(旅館業法に対する要望)	今回の条例改正を民泊に限らずに旅館やホテルにも及ぼして頂きたいと熱望する。子どもたちの心身の安全を考慮して欲しい。 小中学校周囲100メートル範囲内の管理人が不在の旅館・ホテル営業は認めないとの条例施行に向けて積極的に取り組んでいただきたい。 (他 同様意見6件)	ご意見ありがとうございます。 旅館やホテルは、旅館業法に基づき営業を行わなければなりません。今後も事業者に対し、法に基づく監視指導を実施することで、安全に事業が運営されるよう努めてまいります。 また、小中学校周囲100m範囲内の管理人不在の旅館・ホテル営業を認めないとする条例制定は、法律の趣旨を超えた規制強度の高い義務付けを行うこととなるため、現状では難しいと考えております。ご理解いただきますようお願い申し上げます。
4	その他(意見募集方法)	このような意見募集については区のホームページ以外、どのような方法で広報しているのか。意見募集周知の方法について改善を求める。	ご意見ありがとうございます。 今回のご意見募集については、7月26日からの募集開始前の区報7月21日号に掲載いたしました。また、区政情報コーナー(区役所2階)、各特別出張所、生活衛生課窓口でも、本改正案についての概要とご意見記載用紙を設置することでお知らせをしたところです。ご理解いただきますようお願い申し上げます。